

札幌市における児童会館の位置づけの変遷

— 社会教育施設から児童厚生施設、そして「多世代交流施設」へ

渡 邊 真央人

1. 研究に関する視点

札幌市の児童会館は、一九四九年に日本で最初の公設児童会館として中島児童会館が開館してから七〇年の歴史がある。しかし、その歴史的な変遷については、所管する部局が時代とともに変わってきたこともあり、整理されているとは言い難い状況にあった。

このような中、二〇一六年に中島児童会館の倉庫から児童会館の開館当初の資料が見つかり、筆者は児童会館の所管部局の担当者として、特に重要と思われるものを札幌市公文書館に移転させた。これらの資料をベースとして、札幌市の初期の児童会館の位置づけ・状況については、公文書館専門員である谷中（二〇一七）¹が整理を図っている。また、二〇一八年九月には児童会館の指定管理者である（公財）さっぽろ青少年女性活動協

会が中島児童会館内に児童会館七〇年の歴史がわかるコーナー『MA・SO・BO』を開設させ、市民にも伝わるようにするなど、徐々に整理が行われ始めている。

しかし、前掲谷中論考にしても、『MA・SO・BO』の展示にしても、児童会館の開館当初から一九六〇年代までに重点が置かれている。近年の全国の児童館の位置づけの変遷を報告した論考に八重樫（一九九九）²があるが、これは社会教育施設としてスタートした札幌市の児童会館の状況に当てはめることが難しい部分も多い。札幌市を題材とした論考としては、亀原・古村（二〇一〇）⁴、拙稿（二〇二〇）⁵があるが、前者はまちづくりの中での児童会館の役割、後者は多目的ホールという児童会館の一部に着目した考察を中心としており、児童会館の位置づけというのは主題となっていない。

そこで本稿においては、七〇年の札幌市の児童

会館の位置づけの変遷について明らかにしたうえで、現在の児童会館が期待されているものを検討することとしたい。

2. 児童会館の整備

(1) 社会教育施設としての児童会館

ア 中島児童会館の開館

一九四七年一二月に児童福祉法が制定され、第四〇条で児童館を含む児童厚生施設について「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」と定義された。これに基づき、全国初の児童館として一九四八年に東京芝居児童館が開館するなど、一九四〇年代末～一九五〇年代は全国的に児童福祉施策の勃興期となる。

このような社会情勢の中、札幌市で中島児童会

館開館に向けた動きが出てきたのは一九四八年二月頃である。翌年一九四九年に「札幌市創建八〇周年、自治制施行五〇年」を迎えることから、それを記念する事業であった。

そして、札幌市の当時の資料を確認すると、全国的に整備が始まっていた児童福祉法に基づく児童厚生施設とは異なる施設整備をめざしていたことがわかる。中島児童会館設置にあつての起案⁶では、「児童の文化施設として使用することとし」として「文化施設」というカテゴリーで説明され、中島児童会館設置に伴い制定された児童会館条例では「児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するため」（第一条）と設置目的が規定された。また条例提出時の議会説明を見ると、「校外生活の善導を図り、且つ、学校教育の一助として児童の良識の発達、個性の進展を促進するため」とある。これらを通して確認できるのは、「文化・「教育」をキーワードにした施設整備をめざしていたことである。

そして開館後は、社会教育施設として教育委員会の所管施設として運営がされていく。『新札幌市史』⁷によると、中島児童会館の開館初期の運営は、「演劇、音楽、映画、文学などに従事するさまざまな市民の参加によって支えられた」とされており、市民参加型で社会教育施設らしい幅広い活動を行っていたことがわかる。

一方で中島児童会館は開館当初から児童福祉事業実施施設としての届け出も行っている。これは、

開館直前の一九四九年六月に児童福祉法が改正され、「国及び都道府県以外の者であつて児童福祉事業を行う施設：を設置するものは、その事業の開始前に、政令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならぬ。」⁸（第三四条の二）とされたことに基づくものである。

以上から確認できるのは、当時の中島児童会館が社会教育施設としての運営に加えて、児童福祉事業を行う役割も持ち、多方面で活用されている姿である。また、市民参加型の活動を行っていることが確認できる点も、現在の児童会館につながる点として注目しておくべきと思われる。

イ 児童会館の増設

一九五〇年代末頃から、国は放課後の青少年の居場所づくりを自治体を中心となつて行っていくように相次いで施策を打ち出していく。まず一九五九年に「青少年の社会性訓練を求める時代の要請」⁹にこたえらるとして、児童館とは別に「児童文化センター」の整備補助金を開始する。「児童文化センター」は、青少年教育施設として「科学知識の普及、生活指導等の場」とされており、中島児童会館に近い施設を想定しているものと思われる。また、一九六三年には市町村の児童館設置及び運営費に対する補助事業も始まる。

そしてこの時代、札幌市においても、子どもたちが集い、多くの市民が活動に参加できる児童会館について、身近に利用できるように増設をして

ほしいという要望があちこちの地域から出された¹⁰。そして、国の補助メニューの充実と地域住民の声に後押しされ、札幌市も「児童会館五館」を政策目標として掲げ、順次整備をしていく中で、新生児童会館は、中島児童会館に続く札幌市の二館目の公設児童会館として一九六〇年に開館した。この児童会館は、「児童文化センター」として整備を行っており、中島児童会館と同様に「文化・「教育」という視点の強い施設整備だったことが確認できる。そして『新生児童会館四〇年の歩み』には、地域住民が児童会館のスポーツ行事等に多くかかわつてきたエピソード¹¹が掲載されている。中島児童会館と同様に、社会教育施設にふさわしい多様な活動が市民参加型で行われ、地域の大人と子どもたちの交流が活発に行われていたことがうかがえる。

また、この新生児童会館の開館にあわせて現行の札幌市児童会館条例が制定されているが、その設置目的については第一条で「児童の文化的素養をつちかい、その福祉を増進するため、児童会館（以下「会館」という。）を設置する。」とされ、中島児童会館整備時に定めた旧条例が引き継がれた。この点からも、中島児童会館に続き、児童厚生施設とは異なる「文化」・「教育」に主眼を置いた社会教育施設として札幌市が認識をしていたことがうかがえる。

(2) 児童会館の転換―留守家庭児童対策という児童福祉の場

ア 求められる留守家庭児童対策

一九七〇年代後半に入ると、国の児童館施策が見直され、補助金の抑制が行われ始める¹⁴⁾。一方で、両親共働きでかぎっ子が増えていることが全国的に新しい問題になってきていた。そこで国は一九七九年の厚生省児童家庭局育成課長通知「都市児童館の機能強化について」において児童厚生施設である児童館での留守家庭児童対策を求めるようになった。

札幌市の児童会館は児童館ではなかったが、国の児童館施策の動向に呼応するように、現在の児童会館運営につながる大きな変化がいくつか生まれた。

(ア) 長期総合計画に基づく児童会館数の増加

札幌市では、一九七一年の『札幌市長期総合計画』で「各行政区に三館程度」という児童会館設置の目標を定めた後、一九七六年の『新札幌市長期総合計画』において、「児童の地域における日常生活の拠点となる児童会館を地区ごとに設置する」と目標を上方修正した。この「地区」とは、「基礎的なサービス施設を中心とした核をもって日常生活のほとんどを自足できる単位」という説明がなされ、地区数六一館が設置目標となる。これらの計画以降、【表】のとおり、札幌市では児童会

【表】昭和期の札幌市における長期総合計画と児童会館の設置目標

| 年度 | 長期総合計画 | 目標 |
|---------------|--------------|--|
| 1971 (昭和46) 年 | 札幌市長期総合計画 | 「日常の行動範囲を考慮し、各行政区に3館程度」 → 行政区(7)×3館程度、21館を目標にしている。 |
| 1976 (昭和51) 年 | 新札幌市長期総合計画 | 「児童の地域における日常生活の拠点となる地区ごとに設置する」 → 地区数(61)を目標にしている。 |
| 1988 (昭和63) 年 | 第3次札幌市長期総合計画 | 当初目標78館 ※ 後述のように、1992年(平成4年)策定の実施計画(5か年計画)で「1中学校区に1館」を原則とするとして目標が上方修正される。 |

事例もある。これらではまちづくりセンターと一緒に地域住民も参加した大規模なイベントを行うなど、市民参加型の行事が長年続いている例も多く見られる。

(イ) 児童福祉の充実

児童会館の増加とともに、その活動内容も児童福祉領域へ広がりを見せるようになった。札幌市の留守家庭児童対策は、それまで民間での活動が中心であったが、一九八二年には児童健全育成事業実施要綱を整備し、児童会館等において留守家庭児童対策(現：放課後児童クラブ)事業を始め、徐々に児童会館の活動の中核として認識されるようになった。

また児童会館の整備にあたって、一九八二年には敷地一〇〇平方メートルに活動スペース三〇〇平方メートルと体育室一八〇平方メートルを標準と定めるなどの対応を行った¹⁵⁾。この体育室を含めた児童会館整備については、一九七八年に国が体力増進機能を持つ児童館として新たに定義した「児童センター」を明らかに意識したものであると思われる。

以上から、札幌市が児童会館の法的な位置づけを社会教育施設としたまま、活動の幅を「児童館(児童センター)」に準じた児童福祉領域へと広がっていったことが確認できよう。

(ウ) 児童会館の「児童館化」

前項で述べたとおり、札幌市は国の施策と住民

館を順次増設していき、施設数が充実していくことになる。
この中では単独館として整備されたものが多いが、まちづくりセンターなどと併設して整備した

のニーズを踏まえつつ、社会教育施設という位置づけのまま運営を続けてきた。そして、『第三次札幌市長期総合計画』で当初定めた七八施設まで増設という目標が達成されると、一九九二年に策定した同計画の実施計画にあたる「第二次五年計画（一九九二～一九九六年）」において、一中学校区に一児童会館を基本とした整備計画を立て、さらなる児童会館・放課後児童クラブの需要増に応えようとしてきた。あわせて、児童会館の主な利用者である小学生にとって児童会館が身近にある施設になるように、一九九七年から校区内に児童会館のない小学校を対象に校内にミニ児童会館²⁰の整備を行い、一九九九年には（財）札幌青少年婦人活動協会（現…（公財）さっぽろ青少年女性活動協会）に児童会館全館の運営を委託した。このように建物整備・運営の両面で、公設の放課後児童クラブのニーズの高まりに応えられるような体制をとっていくこととなる。

そして増やしてきた児童会館の運営財源を確保すべく、二〇〇一年に「民間児童厚生施設等活動推進事業費」の補助金申請を行い、制度上の位置づけも社会教育施設から児童厚生施設に転換される²¹。

イ 児童会館の多機能化

ここまで留守家庭児童対策が求められるようになり、児童会館が増設されていく経過を確認した。では、増設され児童厚生施設と定義されて以降、

児童会館の運営については、どのようなものが構想され、めざされたのだろうか。

そこでこの時代の児童会館の運営を把握する手がかりとして児童会館職員が中心となつて記載した『児童会館将来構想委員会報告書』（児童会館将来構想委員会、二〇〇二年）（以下、「報告」という。）を見ていくこととしたい（抜粋）。

2 児童会館の理念と指針

……本市における児童健全育成を考える時、……児童福祉法の趣旨を踏まえた上で、一般的には、すべての児童の心身の健康増進を図り、安全な環境のもと、適切な遊びと機会を提供することなどが重要なポイントとして考えなければならぬ。……

3 多機能化の推進

……従来から児童会館が持っている児童健全育成機能に加えて、様々な分野を強化するものである。……

(1) 児童健全育成機能

① 児童に対する「適切な遊び」と「場」の提供と指導

② 異年齢交流

③ 「心身の健康」を育む

(2) 子育て支援機能

① 児童会館と子育て支援事業の必要性について

- ② 放課後（留守家庭）児童対策事業
- ③ 子育て情報の発信と子育てグループの育成・支援
- ④ 総合的な子育て支援基地の構築
- (3) 地域活動の参加促進機能

報告では、従来から児童会館が持つ児童健全育成機能に加え、「子育て支援機能」、「地域活動の参加促進機能」を示している。しかし、これらの機能についても、児童会館は社会教育施設当時から行っていたものが多い。

子育て支援機能の観点からは、先に述べたとおり、一九八二年から留守家庭児童対策事業を始めているほか、幼児教育事業である「仲よしこども館」の実施場所としても活用されるなど、社会教育施設の時代から多くの事業として活用されている。また地域活動の参加促進機能については、報告には「児童健全育成機能や子育て支援機能など、あらゆる面に関わるもの」としたうえで、「地元住民にとって（距離的に）最も身近な公的施設であるという利点を有効に活用することが、その存在意義を高めることに繋がっていく」と記載されている。ここで「地元の子ども」ではなく、「地元住民」と記したのは、中島児童会館の開館当初の「演劇、音楽、映画、文学などに従事するさまざまな市民の参加によって支えられた」から変わらない札幌市の児童会館の姿が感じられる。

このように児童厚生施設になった児童会館の運

営は、それまでの運営と変わらないものであった。実際に、札幌市の「札幌市政概要」を比較すると、児童会館が載る項目は、社会教育施設から「児童福祉施設」の中の「児童厚生施設」へと移っているが、説明内容は「児童会館は、児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された」、児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている」と変わっていないことから裏付けられる。また、前掲の亀原・古村（二〇一〇）が「町内会の打ち合わせ、子育て中親子のサロン、近隣のスポーツサークル等々の活動場所として機能している」ことを示し、札幌市の児童会館の特長として、「大人が日常生活のなかで気軽に子どもとかかわれるところ」と結論づけている点からも、継続して市民参加型の活動が行われていたことが確認できよう。²³⁾

3. これからの児童会館のあり方

(1) 児童会館の方向性

ここまで児童会館が徐々に児童福祉の場と変化していき、二〇〇一年に正式に児童厚生施設となったことを示した。また児童厚生施設となった後も、市民参加型の活動が続いていることを確認した。

そして本章では、今日の札幌市の児童会館が「児

童福祉」の次の段階に入ってきていることを示したい。札幌市の児童会館が次の段階に入るきっかけは、二〇一四年に制定した「札幌市市有建築物配置基本方針」²⁴⁾（以下、「方針」という）である。方針では、児童会館について、「一中学校区一館十小学校区に児童会館が無い場合に『ミニ児童会館』を整備する」という既存の方針から転換し、さらなるニーズの高まりに因應するため、「一小学校区一館」とした。そして具体的な整備方法とし



小学校と児童会館などを複合化した栄西小学校
写真左側のグレー色の壁の部分が栄西小はんのき児童会館

て「小学校の改築等にあわせて小学校と併設した児童会館として整備する（複合化する）」ということが示された。また、この方針に基づく児童会館の方向性の一つとして、「多世代交流」が目指すべき理念と示された。

そして、複合化によって、児童会館の運動スペースは、小学校の体育館をタイムシェアし、その機能を満たすこととなった。しかし、これは言い換えると児童会館専用の運動スペースであった体育室が無くなることを意味し、今後整備する児童会館の法的位置づけは体力増進機能のない「小型児童館」に移行することとなった。

(2) 多世代交流と児童会館条例の改正

多世代交流については、「機能の統合や集約により、多様な市民の交流が生まれ、特に多世代交流など地域コミュニティのさらなる深化につながる」とされている²⁵⁾。その中で、二〇二〇年一月以降に開館するものについては、既存の児童会館の三〇〇平方メートルの活動スペースに加え、一五〇平方メートルの多目的ホールで児童会館を構成することとした点が着目すべき点である。

この多目的ホールの位置づけについて、小学校の体育館のタイムシェアでは不足する体を動かす遊びをしたいという子どものニーズに 대응することを目的とする²⁶⁾ほか、「複合化している地区会館利用者においても使用することができるものとして

整理し、複合施設の多機能化や多世代交流の場として使用される」ものとした。このため、大人が子どもと一緒に参加する既存の児童会館の活動に加え、多目的ホールについては児童会館の開館時間中であっても、大人だけでも利用ができるように条例改正を行ったところが多世代交流施設への大きな転換点である。この条例改正は、大人が多目的ホールにとどまることなく、複合施設全体に活動を広げ、地域コミュニティの核となることを期待していることは言うまでもない。

4. 結論

本稿では、札幌市の児童会館は、戦後社会教育施設として始まり、二〇〇一年に児童厚生施設と位置づけが変わったものであることを明らかにした。一方で、過去の文献類から、運営上は社会教育施設の頃から、児童厚生施設としての役割も求められてきたものであり、また市民参加型の活動を促進していたことを示した。

以上から、札幌市の児童会館の位置づけを時代ごとに定義しようとする、次のようになる。

第一期…社会教育施設期

(一九四九年～一九八一年)

中島児童会館の整備に始まり、その後児童文化センター補助金を使用した児童会館の整備も行っている時期である。一九四九年から児童福祉

事業の届け出を行うなど、児童厚生施設の端緒も見られるが、全体として「さまざまな市民の参加」によって社会教育的な事業が行われていたことは述べてきたとおりであり、社会教育施設の色彩が明確であった時期と言える。

第二期…変革期(一九八二年～二〇〇〇年頃)

新たに整備した児童健全育成事業実施要綱に基づき児童クラブ事業を開始したり、国の定める児童センター基準に適合する活動スペース三〇〇平方メートル体育室一八〇平方メートルを児童会館の標準仕様と定めたりするなど、ハード面・運営面の両面で児童厚生施設としての児童館に近づいてきた時期である。いまだ法的な位置づけは社会教育施設であったが、児童福祉という住民ニーズに可能な限り応えられる施設として変革をしていく時期であった。

第三期…児童厚生施設期

(一九九七年頃～二〇一四年頃)

住民からの児童福祉ニーズに応えるべく、児童福祉を充実させた時期であり、特に放課後児童クラブの充実に重点が置かれた。各中学校区に一所であった児童会館を補う事業としてミニ児童会館事業を開始したほか、児童クラブを実施する児童会館を順次増やし、また児童クラブの対象学年を増やすなどの取り組みが行われた。そしてこれらのニーズに応える財源確保をすべく、児童会館

を児童厚生施設と定義し、補助金を受給し始めた時期でもある。

第四期…多世代交流施設期(二〇一四年頃～)

方針によって、一九八二年以来定めてきた児童会館の体育室の整備を止め、いったん「児童センター」という看板を下ろすことになった。その後、「多目的ホール」の運用開始によって、今までの市民参加型の活動を行ってきたという児童会館の特徴を踏まえ、「多世代交流」という新たな理念を明確にさせた小学校と複合化した「児童センター」として再定義し、整備していく時期である。

このような整理を行うと、札幌市の児童会館は現在第四期「多世代交流施設期」を迎えている。今までの市民参加型の活動は、「子どもと他の世代」に着目をした多世代交流であったが、今回の条例改正で認めた「大人だけの利用」は、現在のところ札幌市では児童会館五館の多目的ホールのみで認められたものであり、全国的に見ても少ない。そのため、多世代交流施設期の運営については、前例がない難しい課題に直面することもあろう。しかし、札幌市の児童会館が七〇年の間培ってきた市民参加型の運営ノウハウを活かし、多世代交流施設としての運営を行っていくことが期待されていると考えている。

【注】

- (1) 谷中章浩「中島児童会館資料の整理・受け入れとその活用」『札幌市公文書館年報（第四号）』（札幌市公文書館、二〇一七）四五頁以下。
- (2) 八重樫牧子「戦後日本の児童館施策の動向」『川崎医療福祉学会誌 Vol.9』（一九九九）一項以下によると、日本の児童館は、第一期「創設期」（一九四五～一九五九）、第二期「発展期」（一九六〇～一九七三）、第三期「転換期」（一九七四～一九八九）、第四期「地域福祉展開期」（一九九〇～）に分類されるとしている。
- (3) 『札幌市勢概要（昭和二十六年版）』（札幌市、一九五二）三三頁に開館当初の中島児童会館が社会教育施設として掲載されている。なお、社会教育とは、社会教育法第二条によると「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」として、幅広い教育活動を含む概念として定義されており、本稿では、社会教育施設はこのような活動を目的とした施設ととらえている。
- (4) 亀原めぐみ・古村えり子「子どもを中心としたまちづくり」札幌市児童会館の事例から『北海道教育大学紀要・教育科学編・六一（一）』（北海道教育大学、二〇一〇）二五頁以下。
- (5) 拙稿「札幌市における児童会館施策の動向」『北海道自治体学会ニューアルレポート2019』（北海道自治体学会、二〇二〇）一四頁以下。
- (6) 『旧エリヤ・スクール用クオンセットハット貸与方請願について』一九四八年三月四日札幌市長決裁。
- (7) 山田定市執筆部分・札幌市教育委員会編『新札幌市史 第五巻』（札幌市、二〇〇二）八二頁。
- (8) 児童福祉法施行令（昭和二十四年政令第二〇五号）第九条の二
- 1 児童の福祉増進について相談に応ずることを目的とする事業
 - 2 児童又は妊産婦の保健指導…（以下略）
 - 3 主として児童を対象とし、その心身の厚生を図ることを目的とする会館、遊園、又は劇場を経営する事業
- いずれの項に該当すると判断したかについては当時の起案類には残っておらず不明であるが、第3項と考えるのが妥当であろう。
- (9) 『学制百年史』（文部科学省ホームページ）二〇二〇年五月二二日最終閲覧。
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/ohers/detail/1317846.htm
- (10) 『我が国の教育水準（昭和五五年度）』（文部科学省ホームページ）二〇二〇年五月二二日最終閲覧。
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpadi198001/hpadi198001_2_081.html
- (11) 『新生児童会館四〇年の歩み』（新生児童会館運営協力会、二〇〇〇）。
- (12) 北海タイムス一九六〇年二月二日朝刊二二面。
- (13) 注11に同じ。四頁に長沢光邦氏、五頁に林芳雄氏によるエピソードが掲載されている。
- (14) 注2に同じ。八重樫（一九九九）二頁以下。
- (15) なお一九六五年整備手稲東児童会館は、札幌市ではなく、合併前の旧手稲町が設立したものであり、児童館として整備されている。
- (16) 小倉英俊「今後の児童会館施設計画」『中島児童会館三五五年の歩み』（札幌市中島児童会館、一九八五）三五頁以下。
- (17) 自治体が発行する諸証明の取次ぎなどだけではなく、市民のまちづくり活動の拠点となるべく、情報提供・地域団体への支援などを行う札幌市の施設。
- (18) 『子ども未来局事業概要（令和元年版）』（札幌市、二〇一九）二二頁。
- (19) 「児童センター」の定義によって、児童厚生施設の種類である児童館は、地域を対象とする「小型児童館」、小型児童館に体力増進機能を持たせた「児童センター」、都道府県や広域を対象とした「大型児童館」の三種類に小分類されることとなった。
- (20) ミニ児童会館は、児童会館と同じような活動で小学校の空き教室などを利用して実施する事業である。
- (21) 二〇二〇年一月三〇日実施（公財）さっぽろ青少年女性活動協会職員へのヒアリングによると、「札幌市の児童会館の活動は『児童館と同様である』として補助金を確保したとのことであり、

児童館になるために運営に変えたものではない。

(22) 『札幌市政概要』(札幌市企画調整局企画部)。

児童会館が児童厚生施設となった時期である、平成一二年(二〇〇〇年)版から平成一五年(二〇〇三年)版までの『札幌市政概要』を確認したところ、児童会館の設置目的について説明は変わっていないかった。

(23) 注4の論文の三七〜三八頁。町内会、スポーツサークル等について、子どもと関わる活動であれば開館時間に行っているが、大人のみの活動については、一九七六年度から時間外開放(目的外使用許可)の枠組みで認めている。

(24) 『札幌市市有建築物配置基本方針』(札幌市市長政策室政策企画部政策調整課、二〇一四)。なお、示された複合化の方針は、財政的制約の解決手段としつつも、今まで札幌市の児童会館が市民参加型の施設運営を進めてきた延長線上にあることにも留意をしなければならないと思われる。

(25) 注24の方針の概要版四頁。

(26) 小学校内の児童会館管理区域外に児童会館も使える形で多目的ホールを設置した会館もあるが、多目的ホールを設置したものについては、児童の体力増進機能があるものとして、体育室がある児童会館と同様に「児童センター」に定義することとした。

(27) 札幌市ホームページ。最終閲覧二〇二〇年五月二二日。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/>

houkago.html

なお、二〇二一年六月末時点で多目的ホールは五館に整備されているのみであるが、今後、児童会館に標準的に多目的ホールが整備されることから、毎年数館ずつ多目的ホール整備館数も増えていく予定である。

(28) 児童会館条例第六条第三項に「市長は、第一項各号(執筆者注:「児童及び児童に同伴する保護者が使用する場合」等)に掲げる場合の使用を妨げない範囲において、会館の多目的ホールを同項各号に掲げる場合以外の場合に使用させることができる。」とする規定を新設した。

△わたなべ まおと・札幌市職員▽

本稿は、自治労が二〇二〇年に募集した「第一五回地方自治研究賞 自治研究論文部門」の優秀受賞論文に、その後の動向などを追記し、再編したものである。